

佐賀大学校友会による緊急支援奨学金について

(佐賀大学校友会緊急支援奨学金)

新型コロナウイルス感染症等の影響により、生活に困っている学生さんに対して佐賀大学校友会では、在学中に家計維持者の失業、破産、疾病、死亡等または火災、風水害による家計急変のため、修学継続が困難な学生の支援を行っています。

1. 申請対象者（制限があります。同窓会費または校友会費を支払っている者）

- (1) 都道府県社会福祉協議会を実施主体とする生活福祉資金貸付制度の特例貸付（緊急小口資金）に申込を行った世帯の者（外国人留学生を含む。）（過去1年以内）
- (2) 日本学生支援機構奨学金に給付奨学金（家計急変）又は貸与奨学金（緊急採用（1種）又は応急採用（2種））の申請をしている、若しくはする予定の者又は既に交付を受けている者。
（家計急変該当の確認後の申請になります）

2. 給付額

51,000円

3. 必要な申請書類

(1) による申請の場合

- ・ 緊急支援奨学金（給付）願書
- ・ 生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金）の貸付申入書の写し又は借入が確認できる書類

(2) による申請の場合

- ・ 緊急支援奨学金（給付）願書
- ・ 所帯全員分の所得に関する証明書類
- ・ 家計急変を証明する公的書類

4. 希望される方は、佐賀大学奨学金担当までご連絡ください。

連絡先、提出先

840-8502 佐賀市本庄町1番地

佐賀大学奨学金担当

TEL: 0952-28-8172

Email: syougaku@mail.admin.saga-u.ac.jp

5. 佐賀大学校友会学生支援事業実施要項

詳しくは、佐賀大学校友会による学生支援事業実施要項をご覧ください。

<https://koyukai.admin.saga-u.ac.jp/hp/summary03.html>

2020年7月9日